

(趣旨)

第1条 市は、防犯対策を図り防犯灯設置を促進するため、自治会に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項補助金の交付に関しては、香芝市補助金等交付規則(平成11年規則第6号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(平成16年4月1日・一部改正)

(補助対象)

第2条 補助金の交付対象は、自治会が設置する防犯灯及びポールの新設等に要する経費とする。

(平成14年4月1日・全改)

(補助額)

第3条 補助額は、次の各号に定める額とする。

(1) 防犯灯新設等

イ LED灯等(LED灯及びLED灯と同等以上の性能を有すると認められる照明器具をいう。以下同じ。)の新設

1基 18,000円

ロ 既設防犯灯のLED灯等への更新 1基 13,000円

(2) ポール1本

10,000円(口径100ミリメートル未満)

13,000円(口径100ミリメートル以上)

(3) ポール埋設工事費 1基 20,000円

(4) ポール撤去費 1基 5,000円

2 事業費が前項の補助額に満たない場合は、事業費を補助額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

(平成14年4月1日・全改、平成16年4月1日・平成20年4月1日・平成21年4月1日・平成28年7月1日・一部改正)

(交付申請書の添付書類)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に見積書を添えて市長に提出しなければならない。

(平成21年4月1日・一部改正)

(実績報告書の添付書類)

第5条 補助事業者は当該補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 防犯灯設置報告書(別記様式)

(2) 防犯灯設置場所の見取図

(3) 設置に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写し

(平成21年4月1日・追加)

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の香芝市防犯灯設置補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別記様式(第5条関係)

防 犯 灯 設 置 報 告 書

1	防犯灯新設等		基
		うち	
		LED 灯等の新設	基
		既設防犯灯の LED 灯等への更新	基
2	ポール		本
		うち	
		口径 100mm 未満	本
		口径 100mm 以上	本
3	ポール埋設工事		基
4	ポール撤去		基
5	設置場所		自治会内